



お知らせします

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく!

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(月)です。
8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のものに限る。)または県税事務所で納めてください。
なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください(ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関など(ゆうちょ銀行および郵便局を除く。)の窓口で納付してください)。



・弥富市役所	65-1111 (代表)
・鍋田支所	68-8001
・十四山支所	52-2111
・総合福祉センター	65-8103
・総合社会教育センター	65-0002
・図書館	65-1117
・歴史民俗資料館	65-4355
・同報無線確認電話	65-8517
※臨時放送の確認ができます。	
(市外局番 0567)	
※切り取ってお使いください。	

人口	44,503人 (± 0)
男	22,367人 (+ 5)
女	22,136人 (- 5)
世帯	16,875 (+ 7)
(平成27年7月1日現在)	

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください(ただし、手続きの時期によっては、第2期分からの取り扱いとなる場合があります)。

問い合わせ先

西尾張県税事務所
県民税・事業税第二グループ
☎(0586)45-3169
(ダイヤルイン)
<http://www.pref.aichi.jp/zeinu/>

国民健康保険からのお知らせ
療養費を支給します

国民健康保険被保険者証(保険証)を提出して医療機関で診療を受けた場合、医療費の窓口負担割合は、年齢、所得などによって1〜3割です。
医療費の全額を支払ったときで

現況届・所得状況届をお忘れなく

次の手当を受給されている方は、毎年1回、現況届・所得状況届の提出が必要です。この届の提出がないと、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

- 児童扶養手当
- 遺児手当
- ▼提出期限 8月31日(月)
7月下旬に対象となる受給者の方には通知をしています。
- ▼問い合わせ先
市役所児童課(内線154)

- 特別児童扶養手当
- 愛知県在宅重度障がい者手当
- 特別障がい者手当
- 経過的福祉手当
- 障がい児福祉手当
- ▼提出期限 9月9日(水)
8月上旬に対象となる受給者の方に通知します。
- ▼問い合わせ先
市役所児童課(内線155)
福祉課(内線164)

障がい者手当制度

○心身障がい者扶助料(市制度)
▼対象者および支給額(月額)
・1種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方

も、次の場合に届け出ると、支払った医療費の7〜9割を療養費として支給します。

▼対象
①診療費
国保に加入している方が、緊急、その他やむを得ない理由で保険証を提出せず、医療機関で診療を受け、医療費の全額(10割)を支払ったとき(交通事故など第三者行為によるものや健康診断などは対象になりません)

②治療用装具(補装具)
医療機関で診療を受け、医師が治療上必要と認めたコルセット、サポーター、関節用装具、小児弱視用眼鏡などの治療用装具を作製したとき(松葉づえ、美容整形的装具などは対象になりません)

▼申請方法
次の必要書類と保険証を持参のうえ、市役所保険年金課へ

①診療費
診療報酬明細書、領収書

②治療用装具(補装具)
医師の証明書、領収書
※療養費の支給は口座振込になります。口座が確認できる通帳やカードをお持ちください。

▼問い合わせ先
市役所保険年金課(内線123)

交通事故で国民健康保険を使う場合は届け出を!!

交通事故に遭ったら警察へ。交通事故で受けたけがの治療費は、通常、加害者または加害者の自動車保険会社が負担すべきですが、市に届け出ると、国民健康保険(国保)を使って治療できます。この場合、国保が一時的に立て替え、加害者または加害者の自動車保険会社に対して、国保が負担した治療費を請求します。

この届け出をされないと、国保から医療機関へ治療費が支払われなくなり、被保険者へ治療費が請求されるので、交通事故で国保を使う場合は速やかに届け出てください。

▼届出方法
次の書類と保険証、印鑑を持参のうえ、市役所保険年金課へ

①第三者行為による被害届
②事故発生状況報告書
③交通事故証明書
④念書(兼同意書)
※治療終了、転院、示談をするときは知らせてください。
※自損事故の場合も届け出てください。
※負傷原因について尋ねる場合があります。

▼問い合わせ先
市役所保険年金課(内線123)

民生委員・児童委員が
代わりました

民生委員・児童委員が次のとおり代わりましたので、お知らせします。(敬称略)

▼学区 弥生
▼職 民生委員・児童委員
▼新任委員氏名
山守 敏(平成27年7月1日付け、委嘱)
▼前任委員氏名
八木 正義
▼問い合わせ先
市役所介護高齢課(内線172)

金婚式のご案内

金婚(結婚50年)を迎えられたご夫婦に対し、これからのますますのご長寿とご健康を祈念し、式典を開催します。該当される方はお申し出ください。

▼対象者
平成27年4月1日現在において市内に住所を有し、引き続き居住している方で、平成27年12月31日までに婚姻生活が50年になるご夫婦(昭和40年1月1日〜12月31日までに婚姻の届出をされた方を対象)

▼必要書類
・申出書(市役所介護高齢課および十四山支所備え付けの用紙)
・戸籍抄本(ただし、弥富市に本

- ・2種 身体障がい者手帳1〜2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方 3,500円
- ・3種 身体障がい者手帳3〜4級の方、療育手帳B判定の方 2,500円
- ・4種 身体障がい者手帳5〜6級の方、療育手帳C判定の方 1,500円
- ▼支給できない方
施設に入所している方
- 精神障がい者給付金(市制度)
▼対象者および支給額(月額)
・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 3,500円
・精神障がい者保健福祉手帳2級の方 2,500円
・精神障がい者保健福祉手帳3級の方 1,500円
- ▼支給できない方
施設に入所している方
- 愛知県在宅重度障がい者手当
▼対象者および支給額(月額)
・1種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方 15,500円
・2種 身体障がい者手帳1〜2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方 6,750円
(65歳以上で新たに手帳を取得した方を除く)
- ▼支給できない方
①特別障がい者手当などの国制度



活字文書読み上げ装置
音声コード(見本)

活字文書読み上げ装置は、高齢者や視覚障がい者の方に向けて開発された音声コード専用読み取り装置です。印刷物に添付されている音声コード(活字文書をコードに変換したもの)を読み取ることで、記録されている情報を音声で読み上げます。活字文書読み上げ装置は、市役所福祉課に設置してありますので活用ください。

▼その他
活字文書読み上げ装置は、重度視覚障がい者の日常生活用具として購入できます。

▼問い合わせ先
市役所福祉課(内線162)